

海外の関係機関

・宮城県の海外事務所

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
		F A X 番 号
宮城県ソウル事務所	大韓民国ソウル特別市中区貞洞11-3 ドゥビービル3階303号室	82-2-725-3978
		82-2-725-3979
宮城県大連事務所	中華人民共和国遼寧省大連市中山区人民路15号 国際金融大廈13階C	86-411-8250-7426
		86-411-8250-7439

・一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の海外事務所

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
		F A X 番 号
ニューヨーク事務所	Japan Local Government Center(CLAIR, New York) 3 Park Avenue, 20th Floor, New York, N.Y. 10016-5902 U.S.A.	1-212-246-5542
		1-212-246-5617
ロンドン事務所	Japan Local Government Centre(CLAIR, London) 15 Whitehall, London SW1A 2DD, U.K.	44-20-7839-8500
		44-20-7839-8191
パリ事務所	Centre Japonais des Collectivites Locales(CLAIR, Paris) 10 rue de la Paix 75002 Paris, FRANCE	33-1-40-20-09-74
		33-1-40-20-02-12
シンガポール事務所	The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Singapore 6 Battery Road, #26-01/02 Singapore 049909	65-6224-7927
		65-6224-8376
ソウル事務所	The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Seoul 17th Floor Kyodo Building, 1, 1-ga, Jongno, Jongno-gu, Seoul 03154, Korea	82-2-733-5681
		82-2-732-8873
北京事務所	The Japan Council of Local Authorities for International Relations, Beijing Chang Fu Gong Office Building 5F, Jia-26 Jian Guo Men Wai Street, Chao Yang District, 100022 Beijing, China	86-10-6513-8790
		86-10-6513-8795
シドニー事務所	Japan Local Government Centre(CLAIR, Sydney) Level 12, Challis House, 4 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia	61-2-9241-5033
		61-2-9241-5014

一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)について

一般財団法人自治体国際化協会<Council of Local Authorities for International Relations(CLAIR)>は、地域における国際化の気運の高まりを受け、こうした動きを支援し、一層推進するための地方公共団体の共同組織として昭和63年7月に設立されました。

東京に本部を、各都道府県・政令指定都市に支部を置き、国内ネットワークを整備するとともに、世界の主要都市に海外事務所を設置することとしており、現在ニューヨーク、ロンドン(平成元年)、パリ、シンガポール(2年)、ソウル(5年)、シドニー(6年)、北京(9年)に海外事務所を設置しています。

当協会では、地域において国際交流活動に従事する国際交流員(CIR)、中学校や高等学校等で語学指導に従事する外国語指導助手(ALT)、地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員(SEA)を各地の地方公共団体等に派遣する「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」を推進しているほか、地方公共団体の海外との姉妹提携や姉妹交流活動等について、あっせん、情報収集・提供等を行い、自治体間の交流活動を促進しています。

また、海外の地方自治体職員の受け入れや、各分野において国際協力に関する技術や知識を有する自治体職員(専門家)の派遣などを通じて、国際協力活動の推進に役立てるほか、国際化の多様化の流れを受けて観光・物産など地方自治体の経済活動の支援、国内の多文化共生推進に向けた取り組みなどを行っています。

さらに、地方公共団体が広く海外の制度・政策等を収集・分析する必要性が一層高まっていることから、7つの海外事務所と連携し、地方公共団体の関心の深いテーマに関する調査研究を実施しています。

このほか、国際化に対応できる人材の育成を図るため、自治体職員等に海外における勤務等を経験させるほか、地域の国際化施策に対する支援を行い、全国の地域国際化協会等とのネットワークを強化しています。